


船舶事故調査報告書

平成29年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月7日 10時00分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町小島東方沖 <small>ながしま こ</small> <small>かみまて</small> 上の島灯台から真方位198° 3.0海里（M）付近 （概位 北緯32° 12.9′ 東経130° 08.2′）
事故の概要	漁船第三長栄丸 <small>ちようえい</small> は、東方に向けて発進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。 ミニボート（船名なし）は、船外機の濡損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三長栄丸、14トン KG2-6010（漁船登録番号）、個人所有 14.41m（Lr）×4.34m×1.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数100、平成6年9月7日 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量23kg） なし、個人所有 2.95m×1.47m×約0.39m、ゴム ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 36歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年4月13日 免許証交付日 平成24年4月10日 （平成29年4月15日まで有効） B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月23日 免許証交付日 平成24年2月20日 （平成29年7月4日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船底部に擦過傷、船外機に濡損、バッテリー、釣り道具等が流失

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南流約2～3ノット</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、小島東方沖の養殖漁場において、西側から東南東方に向かって並んだ3台の養殖筏^{いかだ}で、船首を東南東方に向けた態勢で養殖筏の北側に順次右舷着けして給餌^{きゅうじ}作業を行い、最も東側の養殖筏（以下「本件養殖筏」という。）での給餌作業を終え、次の養殖筏に向かうこととした。</p> <p>船長Aは、操縦区画に立って操船に当たり、甲板員が前部甲板の右舷側で係留索を放した後、バウスラストで船首を少し左舷側に振り、機関操縦レバーを操作し、東方に向けて発進したところ、平成28年6月7日10時00分ごろ、甲板員から何かに当たった音がした旨の報告を受け、機関を中立にした。（写真1参照）</p>  <p>写真1 操縦区画からの船首方の見通し状況</p> <p>船長Aは、後方を振り返ったところ、B船が転覆して船長Bが付近の海面を泳いでいたので、B船と衝突したことを知り、甲板員と共に船長BをA船に引き上げて救助し、B船を復原させて漂流物等を回収した後、小島南方の海岸付近にA船でB船をえい航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り、本件養殖筏の北東方15～20m付近で船首を北方に向けて錨泊し、船長Bが、船外機を停止した状態で、左舷中央部に頭を置き、右舷船尾方に足を向けて横になり、船尾両舷から出した釣りざおを見ながら釣りをしていた。</p> <p>B船は、船長Bが、釣果がよくなかったので、ウトウトしながら釣りをを行い、ふと目が覚め、餌を付け替えようとして起き上がったところ、A船がB船に向かって来ているのを認めたが、何もすることができず、その左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件養殖筏は、直径約15mの円形の養殖筏であり、小島東方沖の養殖漁場（特定区画漁業権漁場）内に設置されていた。</p> <p>船長Aは、08時30分ごろ養殖漁場に到着し、1台目（西側）の養殖筏で給餌作業を始めた際、本件養殖筏の北東方15m付近にB船を認め、09時15分ごろ2台目の養殖筏に移動した際にB船を認め、給餌作業に集中していた。</p>

船長Aは、これまで、養殖漁場内の養殖筏付近で遊漁をしている釣り船を見つけた場合、作業の妨げ等になるので、養殖筏付近では釣りをしないように注意をしていた。

船長Aは、本件養殖筏での給餌作業を終えた際、B船が付近で遊漁をしていたら注意をするつもりで左舷前方を見たところ、同方向にB船を認めなかったため、B船が移動したものと思った。

B船は、ミニボートと呼ばれる船舶検査及び操縦免許を要しないゴムボートであり、定員が4人であった。

B船は、本事故当時、水深約20mの所に、重さ約8kgの鉄製の円盤を錨代わりに船首から投入し、錨索を約30m伸出して錨泊し、船体中央部に日除け用のパラソル（銀色と青色の2色）を立てていた。

(写真2参照)



写真2 B船の状況（再現）

B船は、06時10分ごろから本件養殖筏の北方20～30m付近で錨泊していたが、潮流が北流から南流に変わり、本件養殖筏に向けて圧流されるようになったので、08時ごろから本件養殖筏の北東方15～20m付近に移動して錨泊していた。

船長Bは、養殖漁場で作業しているA船を見ていたので、A船も錨泊しているB船を見ており、A船が錨泊中のB船を避けてくれるものと思っていた。

船長Aは、本事故前にB船の白い船体を認めていたものの、パラソルが立っていたかどうかは記憶になかった。

船長Aは、本事故時にB船がA船の船首方至近におり、A船の船首部に隠れたB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。

船長Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。

船長Bは、平成18年ごろから小島東方の養殖漁場付近で釣りをしており、養殖筏やその固定ロープのブイ等に係留して釣りをしていたが、養殖漁業者から注意を受け、養殖筏等に係留しての釣りをやめたものの、養殖漁場付近での釣りは問題ないと思っていた。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B あり</p> <p>A 船は、小島東方沖において、本件養殖筏で給餌作業を終えた際、船長Aが、左舷前方にいたB船が移動したのと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに発進し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本件養殖筏での給餌作業を終えた際、左舷前方を見たものの、B船を認めなかったことから、B船が移動したのと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、小島東方沖において、釣りをして錨泊中、船長Bが、錨泊中のB船をA船が避けてくれるものと思い、横になって釣りをしているA船に対する見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南流により、A船の船首方至近に圧流されていた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小島東方沖において、A船が東方に向けて発進中、B船が錨泊中、船長Aが、左舷前方にいたB船が移動したのと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、錨泊中のB船をA船が避けてくれるものと思い、A船に対する見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 養殖筏等の漁業施設周辺では、漁業者の操業を妨げないようにすること。 ・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合、救命胴衣の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。 ・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を携行することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

